

○ 北海道立砂川少年自然の家アウトリーチ事業（職員の講師派遣）に関する取扱いについて

（平成23年11月1日所長決定）

1 目的

アウトリーチ事業とは、北海道立砂川少年自然の家（以下「少年自然の家」という。）の持っているノウハウを広く道民に提供し、施設の理解及び利用促進を図る目的で実施する事業であり、学校教育における教科指導や生涯学習・社会教育に関する研修会（以下「研修会等」という。）を主催（主管）する関係機関及び団体等から、職員を講師等として派遣の要請があった場合、その要請に応じて職員を派遣するものとする。

2 派遣の基準等

アウトリーチ事業として職員を派遣する基準等は、次のとおりとする。

(1) 対象事業等

- ア 施設利用団体・学校への動機付けのための事前プログラムの実施
- イ 集団宿泊的行事・事業における研修プログラムの立案等
- ウ 幼稚園・小学校・中学校・高等学校の教科指導等
- エ 市町村教育委員会・PTAなどの社会教育関係団体等が主催（主管）する研修会等
- オ その他、所長が必要と認めるもの

(2) 指導内容（別紙1）

- ア 自然体験活動及び創作活動
- イ 人間関係づくりに関する活動
- ウ レクリエーション・子どもの体力向上に関する活動

(3) 承認の要件

- ア 施設の理解、利用促進につながるものであること
- イ 営利を目的としないものであること
- ウ 教育の政治的又は宗教的中立性を侵すおそれがないこと
- エ 公序良俗に反しないものであること
- オ 社会性・公益性を有すること

(4) 旅費の負担等

アウトリーチ事業に係る職員の派遣に要する旅費は、原則として、派遣を要請する者が負担するものとする。ただし、謝金に類するものは授受しない。

(5) 派遣の条件

事業に派遣する場合にあっては、原則として、10月から3月（施設の休業日を除く。）とする。

休業日

- ・毎週月曜日（5月～8月は除く）
- ・国民の祝日（5月～8月、敬老の日、体育の日、成人の日を除く）
- ・年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）

3 派遣要請の手続き

派遣を要請する場合の手続きは、次によるものとする。

- (1) 派遣を要する日の1月前までに、電話等により事前協議を行うものとする。
- (2) 事前協議終了後、原則として研修会等実施の20日前までに、「北海道立砂川少年自然の家アウトリーチ事業申請書」（別紙様式）に事業実施計画書等の関係資料を添付のうえ、少年自然の家所長あて申請し、承認を受けるものとする。

4 派遣承認の取消し

派遣を承認した後において、2の(3)の規定に反することが認められた場合には、承認を取消すものとする。

附 則

この取扱は、平成23年11月1日から施行する。